

市街化区域内農地等の転用届出書の取扱に関する 事務処理要領

（目的）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項による市街化区域内における農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号および同法第5条第1項第6号の規定に基づく農地を転用する場合の届出（以下「農地転用届」という。）を函館市農業委員会事務局規程第6条第1項第5号の規定により事務局長が専決するときはこの要領の定めるところによる。

（事務の処理）

第2条 事務局長は農地転用届出書が提出されたときは、農地法関係事務処理要領（既墾地の部）（昭和45年12月1日付農調第2785号北海道農務部長通達）第5の4により処理するものとする。

2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、現に土地区画整理事業が行われている区域の土地に係る届出については、事務局長は第1項に定める添付書類のほかに必要な資料の提出を求めることができる。

3 事務局長は第1項の規定により専決するときには必要に応じ現地について調査をし、届出に係る土地の関係人、会長または会長職務代理者および、届出地を担当する地区担当委員の意見を聞くとともにその概要を記録しておくものとする。

附 則

この要領は、昭和62年7月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月17日から適用する。